

# 青森県報

第三百三十四号

令和三年  
七月十四日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課)……………一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 險 課)……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課)……………二
- 家畜人工授精講習会の開催……………(畜 産 課)……………二
- 家畜伝染病注射の実施……………( 同 )……………二
- 保安林の指定予定……………(林 政 課)……………三
- 右 同……………( 同 )……………三
- 右 同……………( 同 )……………三

### 公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課)……………四
  - 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課)……………四
  - 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 県 民 局)……………四
  - 右 同……………(中 南 地 域 県 民 局)……………四
  - 右 同……………( 同 )……………五
  - 右 同……………(三 八 地 域 県 民 局)……………五
  - 右 同……………( 同 )……………五
- 正 誤
- 令和三年七月五日定例公告中……………(警 察 本 部 会 計 課)……………六

## 告 示

### 青森県告示第四百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
仁会医療法人明	むつ市大字奥内字金谷沢一の六七	訪問リハビリテーション	むつ市大字奥内字金谷沢一の六七	令和三年七月十四日

### 青森県告示第四百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
指定介護予防サービス事業者				

医療法人明 仁会	むつ市大字奥内 字金谷沢一の一 六七	介護予防 訪問リハ ビリテー ション	介護老人保 健施設はま なす苑	むつ市大字奥内 字金谷沢一の一 六七	令和 三・八・一
-------------	--------------------------	-----------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------

青森県告示第四百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退 年月日
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	令和 三・七・三

青森県告示第四百八十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

令和三年九月八日から同年十月八日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員及び受講対象者

1 十五人以上

2 県内在住者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて令和三年八月二十日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び各地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の発生を予防するための注射を受けることを命ずる。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであって、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年七月三十日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

青森県告示第四百八十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

平川市葛川上の平二五の一二八（次の図に示す部分に限る。）、家岸三六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百八十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

弘前市大字小栗山字稲刈沢一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百九十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字八幡館字樺ノ沢九の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和三年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

### 県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、弘前中央地区の県営土地改良事業（集落基盤整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年七月十五日から同年八月十六日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤建業

二 代表者の氏名 千葉昇

三 主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字玉水五六五

四 許可番号 青森県知事許可（特―一）第一八五〇号

五 取消年月日 令和三年六月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 田澤板金
- 二 氏名 田澤卓大
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字大根子字村立五八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇) 第二〇〇七六八号
- 五 取消年月日 令和三年五月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 岩建興業
- 二 氏名 岩滝義則
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字鼻和字西田二四九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八) 第二〇〇六六一号
- 五 取消年月日 令和三年五月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 タウンサービスカミタイ
- 二 氏名 上平昭一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字下松苗場五の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九) 第三〇〇七九号
- 五 取消年月日 令和三年六月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 タウンサービスカミタイ
- 二 氏名 上平昭一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字下松苗場五の三五

- 四 許可番号 青森県知事許可(般一)第三〇〇〇七九号
- 五 取消年月日 令和三年六月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 六 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項五号の規定に該当する。

正

誤

警察本部会計課

令和三・七・五 第三百三十号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
公告			二	下	後ろか ら八	令和四年十月三十日まで	令和四年十月三十一日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円